姫路市道幹第１号線（通称：大手前通り）公募占用指針

１　歩行者利便増進道路制度における公募の趣旨、目的

姫路市では、令和３年２月１２日に全国で初めて歩行者利便増進道路（以下「ほこみち」という。）に指定した姫路市道幹第１号線（以下「大手前通り」という。）において、第1期（令和４年度～８年度）の取組を通じて、沿道店舗による常設物件の活用が日常の風景として定着し、歩行者の滞留や回遊の増加など、着実に成果を積み重ねてきました。

大手前通りは、姫路駅と世界文化遺産・国宝姫路城を結ぶ、本市のメインストリートです。姫路市では、大手前通りのコンセプトを【“歩いて楽しい、大好きなお城への道”～「ひと」が集い「まち」とつながる大手前通り～】と掲げ、ほこみちを活用しつつ、歩くことそのものが楽しみとなり、ひとが集い、まちと自然につながっていく歩行者空間の形成を目指してきました。

こうした取組を通じて、大手前通りの持つ魅力や可能性が改めて確認された一方で、今後は、エリアの特性に応じた活用の一層の工夫や、持続可能な運営体制の確立、さらには収益性を備えた活用モデルの構築が重要となっています。

令和９年度から始まる第２期では、これまでの日常的な休憩・滞留を中心とした居心地の良い空間としての既存の中央区域（別紙1－１）に加え、姫路駅北にぎわい交流広場と直結する駅前区域（別紙１－２）において、イベントや賑わい創出を中心とした新たな展開を図ります。あわせて、これまでの「一括占用」だけでなく、事業者自らの店舗前空間や複数エリアの連携など、より柔軟な活用が可能となる「個別占用」も導入します。

これにより、日常と非日常が重なり合う、多様で魅力ある歩行者空間を実現し、大手前通り全体の価値向上を目指します。

本公募は、こうしたこれまでの成果とコンセプトを土台に、民間事業者の創意工夫、企画力、運営力を生かしていただくためのものです。

本市としては、占用予定者の皆様には着実な収益確保を大前提としつつ、市や周辺の事業者等とともに大手前通り全体の魅力向上を牽引していくパートナーとしての役割を期待しています。本公募を通じて選定される占用予定者とともに、市民や来訪者が誇りと愛着をもてる、世界文化遺産・国宝姫路城の城下町にふさわしい魅力的なまちなかの実現を目指します。

2　公募占用指針の概要

⑴　公募対象歩行者利便増進施設等の種類

本市において占用物として設置できる公募対象歩行者利便増進施設等の種類について、道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。）第 16 条の３に掲げるもののうち以下の物件とします。

種類		例
①	広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの	デジタルサイネージ（自立移動式）、置き看板、立て看板
②	ベンチ、街灯、その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの	ベンチ（背もたれがあるものも含む）、電飾、音響機材（スピーカーなど）、フラワーポット
③	標識で歩行者の利便の増進に資するもの	案内標識
④	食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの	オープンカフェ等（テーブル・椅子、テントやパラソルも含む）、キッチンカー（違法改造車でないもの）、販売ブース、コンテナハウス
⑤	次に掲げるもので、集会、展示場その他これらに類する催しのために設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの イ　広告塔その他これに類する工作物 ロ　露店、商品置場その他これらに類する施設 ハ　看板、旗ざお、幕及びアーチ	一時的な期間で開催されるイベント等に伴い設置するもの（置き看板、立て看板、商品置場、ステージ、やぐら、観客席・テーブルや椅子、テントやパラソル等）

【注意事項】

※別紙「ほこみち設置物の許可条件・デザイン例」を参考のうえ、設置する施設等を計画してください。

※①、③、⑤に該当する施設等を設置する場合は、表示する内容等について、歩行者利便増進計画書提出前に姫路市都市局まちづくり部まちづくり指導課との事前協議を行ってください。なお、表示する内容等によっては設置できない場合があるほか、姫路市屋外広告物条例に基づく許可申請が必要となる場合があります。

※④に該当する施設について

・オープンカフェ・販売ブース等：長期間の設置を原則とします。

・キッチンカー：計画認定後、個別に姫路警察署との協議が必要です。設置可能な場所は消防活動用空地及び乗り入れ部のみとなります（別紙２－１及び２－２参照）。

・コンテナハウス：道路管理者及び姫路警察署との協議のうえで、建築確認申請が必要です。

⑵　公募対象歩行者利便増進施設等の構造等における注意事項

公募対象歩行者利便増進施設等の構造等は、以下のように取り扱うものとします。

①　公募対象歩行者利便増進施設等の規模は必要最小限とし、意匠、構造、色彩は、信号機や道路標識などを妨げず、車両の運転に危険、妨害を生じさせないこと。広告塔等は音声を用いないこと。

②　公募対象歩行者利便増進施設等の設置により道路上に死角を生じさせないこと。

③　道路の維持、更新等の作業の際、交通に影響しないこと。

④　広告塔、看板、標識などは、歩行者が著しく路上に滞留する、車両の運転や速度に影響を及ぼす等、交通に支障を生じさせないこと。

⑤　広告塔、催し等のために一時的に設けられる広告塔等については、表示部分が車両の運転者の視界や運転の妨げとならない位置に設置すること。

⑥　食事施設や催し等のために一時的に設けられる露店等は、倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水等により、道路の構造や交通に影響しないこと。

⑦　危険なもの、悪臭、騒音等を発するものは認められない。

⑶　道路の占用の場所

【中央区域　８箇所】「日常の休憩・滞留を中心とした居心地の良い空間」

① 対象道路所在地　　：兵庫県姫路市呉服町４７番２から同市綿町１０４番まで

② 対象路線名　　：姫路市道幹第１号線（通称：大手前通り）

③ 利便増進誘導区域面積：約２５㎡～１０３㎡（詳細は別紙２－１及び２－２参照）

④ 主な道路付属物の状況：別紙２－１及び２－２参照

⑤ 主な占用物件の状況　：なし

【駅前区域　４箇所】「駅前広場と直結する非日常のイベント・賑わい空間」

① 対象道路所在地　　：兵庫県姫路市西駅前町１番１から同市南町２番まで

② 対象路線名　　：姫路市道幹第１号線（通称：大手前通り）

③ 利便増進誘導区域面積：約１２㎡～１９０㎡（詳細は別紙２－３参照）

④ 主な道路付属物の状況：別紙２－３参照

⑤ 主な占用物件の状況　：なし

※別紙２－１～３に記載の面積は、道路付属物（街路樹、ベンチ、植栽等）を除いた面積です。

※対象利便増進誘導区域面積は、あくまで占用できる場所の最大値面積であり、必ず全てを占用しなければならないものではありません。

⑷　占用の開始の予定時期

令和９年４月１日以降

⑸　道路管理者が公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い占用者に求める措置内容

公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い以下の事項を遵守する必要があり、占用料の減免の条件となります。

① 道路管理者が行う道路の点検及び道路工事等を実施する際は協力すること。

② 利便増進誘導区域内及び周辺について、日常的な道路の点検を行い、必要に応じて道路管理者に報告すること。

※日常的な点検とは、舗装の陥没、ひび割れ等の道路に関する異常について、目視にて確認を行うことを指します。

③ 利便増進誘導区域内の道路について、日常的な清掃を行うとともに、区域外についても定期的に清掃すること。

（スリット側溝の目詰まり解消など、必要に応じた側溝清掃を含む）

※道路の清掃は、機械を使用しない作業を指します。

※「区域外」とは、具体的に占用する場所を含む交差点から交差点までを指します。（別紙３－１及び３－２参照）

※「定期的に」とは、具体的に最低月一回以上を指します。

④ 利便増進誘導区域内及び区域外の植栽について、日常的な清掃及び定期的な除草等の管理を行うこと。

※除草等は、機械を使用しない作業を指します。

※「区域外」とは、具体的に占用する場所を含む交差点から交差点までを指します。（別紙３－１及び３－２参照）

※「定期的に」とは、具体的に最低月一回以上を指します。

⑤ 大手前通りにおける不法占用物について、道路管理者と協働で対策等を行うこと。

⑥ 大手前通りにおける既存イベントへの対応について、姫路警察署及び周辺地域と協議を主体的に行い、連携、協力を行うこと。

※ゆかたまつり開催時は占用物件を一時的に全撤去、姫路城マラソン・お城まつり開催時は占用物件を残置できることを原則とします。

ただし、上記のイベント開催時には、占用物件の使用の可否を含め、事前に姫路警察署、周辺地域、イベント主催者等との協議を必ず行ってください。協議の結果、原則以外の対応となる場合は、道路管理者に報告してください。

⑹　占用料の単価

（1）に掲げる①～⑤の占用物として設置できる公募対象歩行者利便増進施設等にかかる占用料は、前項⑸に掲げる維持管理・清掃等の遵守措置の確実な実施を条件と

して、姫路市道路占用料徴収条例に基づく単価に９割減免を適用した金額とします。

① 広告塔　　：１年あたり 690 円／㎡

② 看板（表示面積 10 ㎡未満）：１年あたり 560 円／㎡

（表示面積 10 ㎡以上）：１年あたり 820 円／㎡

③ ベンチ、街灯等　：１年あたり 290 円／㎡

④ 標識　　：１年あたり 250 円／本

⑤ 食事・購買施設　：１年あたり 760 円～3670 円／㎡（※別紙４－１，４－２参照）

⑥ イベントに伴い設けられるもの：１月あたり 90 円／㎡

※占用料の額は、公募対象歩行者利便増進施設等の種類、場所、数量、期間によって計算します。なお、臨時的なイベントや設置物の増加を年度中に行う場合は、認定歩行者利便増進計画の変更の手続きを行い、増加分について占用料の計算を行います。

※実態として清掃や除草等の活動を行わないと判断された場合は、減免の取り消し等を行う場合があります。

⑺　認定の有効期間

認定歩行者利便増進計画の有効期間は、応募者の事業展開や投資回収計画に応じて、令和１９年３月３１日を期限として「３年以上１０年以内」の範囲で任意に選択できるものとします。

⑻　公募の実施に関する事項及びその他必要な事項

① 公募選定の日程

本公募選定にかかる主な日程は以下のとおりです。

令和８年１１月　９日（月）	・公募占用指針公示及び交付開始 ・歩行者利便増進計画書の受付開始 ・公募占用指針に関する質問受付開始 ・公募占用指針説明会開催の申込開始
１１月１６日（月）	・公募占用指針説明会の参加申込締切
１１月１８日（水）	・公募占用指針説明会の開催
１２月１０日（木）午後５時	・公募占用指針に関する質問書の締切
１２月１７日（木）	・公募占用指針に関する質問書に対する回答
令和９年　１月　７日（木）午後５時	・歩行者利便増進計画書の提出締切
１月　８日（金）	・資格の確認、警察協議開始
１月２７日（水）	・応募者によるプレゼンテーション ・歩行者利便増進計画の評価 ・占用予定者の選定
２月　８日（月）	・占用予定者への通知

② 占用予定者の決定方法

ア　提出された計画書、応募者によるプレゼン内容について、「５　歩行者利便増進計画の評価対象資格の有無に係る審査」にかかげる評価対象資格の審査を行います。

イ　アにより基準に適合していると認められるときは、学識経験者２名以上で構成される選定委員会において、「６　評価の実施」に掲げる評価基準に基づき歩行者利便増進計画の評価を行います。

ウ　評価の結果、道路の機能を損なうことなく当該道路の歩行者の利便の増進を図る上で最も適切であると認められる歩行者利便増進計画を提出したものを占用予定者として選定し通知します。

３　歩行者利便増進計画等の作成等

⑴　歩行者利便増進計画等の作成

歩行者利便増進計画等の以下の作成様式１～１１により作成し提出してください。

※複数箇所に応募する場合は、箇所ごとに歩行者利便増進計画書一式を作成・提出してください。

① 歩行者利便増進計画【様式１】
② 事業の目標・実施方針・実施体制【様式２－１】
③ 事業のイメージ・デザインコンセプト【様式２－２】
④ 事業の実施計画【様式２－３】
⑤ 法人及び団体の概要【様式３－１】、役員及び構成員名簿【様式３－２】
⑥ 歩行者利便増進施設等の設置計画【様式４－１】【様式４－２】【様式４－３】
⑦ 歩行者利便増進施設等の管理運営計画【様式５－１】、災害等非常時における連絡体制【様式５－２】
⑧ まちづくり、賑わい創出等の取組の実績、道路の清掃等、維持管理に関する取組実績【様式６】
⑨ 収支計画【様式７】
⑩ 歩行者利便増進計画の評価対象資格の有無に係る誓約書【様式８】
⑪ 暴力団排除に関する誓約書【様式９】

なお提出書類作成における留意事項については、別紙「姫路市道幹第１号線（通称：大手前通り）公募占用指針に係る歩行者利便増進計画作成要領」を確認してください。

提出された歩行者利便増進計画等に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本公募占用指針において示した事項以外の内容を含む歩行者利便増進計画等については、無効とすることがあります。

⑵　歩行者利便増進計画の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

令和９年１月７日（木）午後５時まで【必着】

※期限までに以下の提出場所に到達しなかった場合には、いかなる理由をもっても受理しません。

② 提出先

〒670－8501 兵庫県姫路市安田四丁目１番地

本庁舎６階 建設局道路管理部道路管理課（管理第二担当）

電話 079-221-2648

③ 提出方法

上記②へ持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）してください。

④ 提出部数

２部

４　公募占用指針説明会及び公募占用指針に関する質問

⑴　公募占用指針説明会の開催について

① 開催日時

令和８年１１月１８日（水）１４時から

② 開催場所

姫路市総合福祉会館５階　第４会議室

③ 参加申込方法

【様式１０】に必要事項を記載のうえ持参又は電子メールで送付してください。

④ 参加申込提出先

〒670－8501 兵庫県姫路市安田四丁目１番地

本庁舎６階 建設局道路管理部道路管理課（管理第二担当）

電話 079-221-2648

E-mail：dorokanri@city.himeji.lg.jp

⑤ 参加申込期間

公告の日から令和８年１１月１６日（月）午後５時まで

※希望人数等によっては、会場を変更する場合があります。その際は、参加申込書の連絡先にご連絡いたします。

⑵　公募占用指針に関する質問について

① 質問受付期間

公告の日から令和８年１２月１０日（木）午後５時まで

② 提出方法

【様式１１】に必要事項、質問を記載のうえ持参又は電子メールで送付してください。

③ 質問提出先

〒670－8501 兵庫県姫路市安田四丁目１番地

本庁舎６階 建設局道路管理部道路管理課（管理第二担当）

電話 079-221-2648

E-mail：dorokanri@city.himeji.lg.jp

④ 質問回答日

令和８年１２月１７日（木）午前９時から令和９年１月７日（木）午後５時まで

（公開アドレス：https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000034634.html）

質問者に対して個別に回答することはありません。

提出いただいた質問に対しては、ホームページで一括して回答を公表します。公表の際、質問内容を要約または一部の表現を改めさせていただくこともあります。あらかじめご了承ください。

また、公募の公平性を確保するため、提出された歩行者利便増進計画についての個別の質問等について回答はしかねますので、ご了承ください。

５　歩行者利便増進計画の評価対象資格の有無に係る審査

歩行者利便増進計画の警察協議及び評価を受けるためには、以下の項目について全て満たす必要があります。

⑴歩行者利便増進計画が、公募占用指針及びその留意事項に照らし適切なものであること。

⑵公募対象施設等のための道路の占用が、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 33 条第１項の政令で定める基準に適合するものであること。

⑶公募対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。

⑷歩行者利便増進計画の提出者（提出者が法人又は団体等である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと

① 道路占用許可の手続を履行する能力を有しないと道路管理者が認めるとき。

② 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認めるとき。

③ 法第 71 条第１項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき。

④ 法第 73 条第１項の規定に基づく督促状により督促をしているとき。

⑤ 宗教活動又は政治活動を活動目的としているとき。

⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第

６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

⑦ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

⑧ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

⑨ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

⑩ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑪ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適当であると道路管理者が認めるとき。

6　評価の実施

⑴ 評価の考え方

本指針にもとづき、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するための道路であることが十分に理解され、公募対象歩行者利便増進施設等の占用にかかる事業の実施を通じて歩行者の利便の増進を最も図ることとする提案を適切に評価されるよう留意し、項目ごとに点数配分するなど可能な限り定量的に評価を行います。

⑵ 評価項目及び評価内容

最終的な評価点は、提出された計画書およびプレゼンテーションを通じた総合評価（100 点満点）により決定します。

【評価項目（100 点満点）】

① 事業の実施方針 （30 点）
- ・事業運営の目標
- ・デザインコンセプト
- ・周辺連携・エリア連動

② 事業の実施体制 （10 点）
- ・地域との関係性、活動実績
- ・組織体制、役割分担

③ 公募対象歩行者利便増進施設等の設置計画（15 点）
- ・施設の配置、構造、安全性
- ・設置施設の実現性
- ・設置計画の方向性、効果の継続性

④ 公募対象歩行者利便増進施設等の管理運営計画（15 点）
- ・維持管理計画

・清掃・除草等の措置の内容
・災害、悪天候及び防犯、防火等に対する対応方法

⑤ 事業の実施計画 （30 点）
・事業展開・改善計画
・収支計画
・実行力、及び周辺事業者や地域との協調性

⑶ プレゼンテーションに関する条件

・本指針「５　歩行者利便増進計画の評価対象資格の有無に係る審査」の項目を全て満たす場合、プレゼンテーションを実施します。
・プレゼンテーションの実施日は、令和９年１月２７日（水）を予定していますが、時間、場所については、上記審査後、個別に連絡します。
・プレゼンテーションの出席者は 3 名以内とします。
・出席者のうち 1 名は、必ず本事業の稼働後に実務を担う現場責任者等とし、その者が主たる説明および質疑応答を行うこととします。
・審査において説明を行った現場責任者等は、原則として事業開始後も引き続きその任に当たるものとします。

⑷ 占用予定者の選定

① 提出された歩行者利便増進計画に関する評価点

選定委員会において、歩行者利便増進計画作成要領に基づく申請書類、応募者によるプレゼンテーション内容により、各委員が採点し、各選定委員の合計点（100 点満点）の平均をもって最終的な評価点とし、最も点数の高い応募者を占用予定者として選定します。ただし、合計点が 60 点以上であることを最低基準とします。

② 応募者が 1 者又は無い場合の取扱い

応募者が 1 者のみの場合であっても、評価は実施し、評価の結果において最低基準を満たす場合、当該応募者を占用予定者とし、最低基準に満たない場合は失格とします。当該 1 者が最低基準を満たない場合又は応募者が無い場合は占用予定者の該当はなしです。

③ 占用予定者となりうる評価点が同じであった場合の取扱い

評価の結果、評価点が同じであった場合については、選定委員会による決選投票を行うこととします。

⑸ 警察協議について

道路の占用にあたって道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条第 1 項の規定による道路使用許可が必要となる場合は、道路管理者において提出された歩行者利便増進

計画を元に姫路警察署と協議を行います。

⑹ 占用予定者選定の通知、公表

占用予定者を選定したときは、占用予定者に対し、道路の占用の場所、歩行者利便増進計画の認定予定日を通知します。また、ホームページに公募の実施結果（公募占用指針件名、道路の占用の場所、評価結果、占用予定者（個人の場合は「個人」とします。））を公表します。

⑺ 占用予定者選定の取消し

占用予定者が選定後の手続を辞退した場合は、占用予定者選定を取り消し、次点の応募者を占用予定者とみなします。

7　歩行者利便増進計画の認定

⑴ 認定の公示及び通知

占用予定者が提出した歩行者利便増進計画を認定した場合、歩行者利便増進計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた歩行者利便増進計画（以下「認定歩行者利便増進計画」という。）の提出者（個人の場合は「個人」とします。）等について、姫路市建設局道路管理部道路管理課に一定期間備え付けるとともに、市ホームページに掲載します。また、占用予定者に対しては、歩行者利便増進計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、姫路警察署との協議の結果等を踏まえ、歩行者利便増進計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがあります。

⑵ 認定歩行者利便増進計画の変更

公募対象歩行者利便増進施設等の機能の充実等により、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の一層の増進に寄与することが見込まれると認められる場合のほか、災害等による道路状況の変化により公募対象歩行者利便増進施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定歩行者利便増進計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、姫路警察署から認定歩行者利便増進計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

⑶ 認定の取消

認定歩行者利便増進計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認めら

れる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

8　道路の占用の許可

⑴ 占用許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請を行ってください。

①申請窓口

〒670－8501 兵庫県姫路市安田四丁目１番地
本庁舎６階 建設局道路管理部道路管理課（管理第二担当）
電話 079-221-2648

②申請書類

ア）道路占用許可申請書
イ）認定された歩行者利便増進計画
ウ）歩行者利便増進計画認定通知（写し）
エ）委任状（代理申請の場合のみ）
オ）その他道路管理者が必要であると認める書類

③申請期限

ア）占用許可申請は、歩行者利便増進計画の認定日から１５日以内に行ってください。
イ）特段の理由無く、占用許可の申請手続を行わない場合は、歩行者利便増進計画の認定を取り消すことがあります。

⑵ 占用許可の条件

対象物件や占用の場所に応じ、以下の一般条件のほか、歩行者利便増進施設等ごとに令及び関連通達に基づく条件等を付与します。

① 歩行者の通行の安全を図ること。
② 占用する際には、既存の道路付属物の使用を妨げないようにすること。
③ 消防活動用空地における占用物件は、緊急時に容易に移動が可能なものであること。
④ 乗り入れ部を占用する場合は、沿道地権者と協議を行い、同意を得ること。
⑤ 占用物件の落下、剥離、老朽、汚損等がないように、定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
⑥ 道路の占用により第三者に損害を与え、又は紛争を生じた場合には、占用者の責任において損害を賠償し、又紛争を解決すること。

⑦ 占用に起因する事故及び苦情は、占用者で責任をもって対処すること。
⑧ 道路管理上支障が生じた場合及び道路管理上の都合により移設、撤去が生じた場合は、占用者の費用負担により、速やかに支障のない措置を講じること。
⑨ 規定の占用料は、期日までに納入すること。
⑩ 強風、大雨、大雪等の悪天候が予想されるときは、速やかに必要な措置を講ずること。
⑪ 占用物件に起因し道路等を損傷した場合は、姫路市の指示どおり復旧すること。
⑫ 占用の終了後は原状復旧すること。
⑬ 歩道上に工事関係車両を駐車しないこと。
⑭ 占用に伴い、他法令にかかる手続きが必要な場合は、別途申請等を行うこと。

なお、占用許可の条件に違反した場合のほか、認定歩行者利便増進計画の内容や占用許可の内容と大きく異なる場合（計画と著しく乖離した物件を設置している等）には、占用許可を取り消すことがあります。

⑶ 占用許可の期間

認定歩行者利便増進計画に記載された期間中、占用を認めます。

⑷ 占用料の額及び支払方法

① 占用料の額について

ア　土地の価格の上昇等を踏まえて姫路市道路占用料徴収条例に定める占用料の額が改定された場合には、改定後の占用料の額を適用して計算します。

イ　占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間に１年未満の端数があるときは、当該１年未満の期間は月割をもって計算し、この場合において１月未満の端数があるときは、当該１月未満の期間は１月として計算します。

ウ　占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が１月未満であるとき、又はその期間に１月未満の端数があるときは、当該１月未満の期間は１月として計算します。

エ　占用物件の数量が１㎡若しくは１ｍ未満であるとき、又は１㎡若しくは１ｍ未満の端数があるときは、当該１㎡又は１ｍ未満の占用物件の数量は１㎡又は１ｍとして計算します。

オ　占用料の額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算します。

② 占用料の支払いについて

ア　占用料の支払いは、占用を許可したときに当該年度分を支払い、次年度以降においては、当該年度の占用料を毎会計年度５月３１日までに支払うものとします。なお、支払い方法は、道路管理者が発行する納入通知書により納めるものと

します。

イ　年度途中に差額の占用料が発生した場合は、占用許可後１０日以内に支払うものとします。

ウ　指定された期日までに占用料が納付されない場合には、法第 73 条に基づき延滞金を徴収する場合があります。

エ　自己の都合に伴い年度途中での認定歩行者利便増進計画の変更、取消を行ったことにより占用料の減額が生じても、既納の占用料は還付できません。ただし、災害等の真にやむを得ない事情により認定歩行者利便増進計画を変更する必要がある場合は、この限りではありません。

③ その他

ア　上記以外の占用料の額及び支払方法にかかる事項については、姫路市道路占用料徴収条例によるものとします。

イ　上記以外の占用料の額及び支払方法にかかる事項で、姫路市道路占用料徴収条例にもよらない事項については、道路管理者と占用予定者で協議するものとします。

9　占用許可後の留意事項

⑴ 占用期間終了後の更新の有無及び更新期間について

① 占用期間終了後の更新の有無及び更新期間については、取組みの実績、大手前通りの現状等を考慮し、学識経験者等の意見を踏まえたうえで、占用期間の最終年度中に判断します。

② 改めて公募占用を行う場合において、取組内容が適切であると判断された際には、次の占用予定者の選定時において取組内容や実績を評価の加点対象とします。

⑵ 関係者間の調整・協議について

事業開始前に調整会議を実施するとともに、事業開始後においても、大手前通り全体の魅力向上や円滑な事業運営を図るため、運用上の課題等について市及び関係者間で状況に応じて協議・意見交換を行う予定としており、道路占用許可を受けた認定計画提出者はこれらの取組に参加・協力するものとします。本取組の統一的なもの（例えば愛称やロゴ等）についても、占用予定者の決定後、市及び占用者による協議を予定しております。

⑶ 活動実施報告書および収支報告書の提出について

道路占用許可を受けた認定計画提出者は、原則として年１回（翌年度の４～６月頃）、活動実施報告書（任意様式）及び収支報告書（任意様式）を道路管理者に提出するとともに報告会を実施し、市や専門家（学識経験者等）との対話・意見交換を行うこととします。

１０　その他の留意事項

⑴ 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

⑵ 歩行者利便増進計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。

⑶ 提出された歩行者利便増進計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。

⑷ 提出された歩行者利便増進計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、歩行者利便増進計画の評価に係る審査のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがあります。

⑸ 認定しなかった歩行者利便増進計画は、原則として返却いたしません。